

NEWS RELEASE

関西国際空港株式会社

経営戦略室広報 G

TEL : 0724-55-2201

FAX : 0724-55-2052

2005年（平成17年）5月13日

関西国際空港株式会社事業評価監視委員会（第1回）の開催について

標記につきまして、下記のとおり委員会を開催いたしますのでお知らせいたします。

関西国際空港2期事業については、事業着手（平成8年度）から10年目にあたるため、「国土交通省所管公共事業の再評価要領」に基づき、事業評価監視委員会を開催する必要があります。

国交省要領に基づき、本委員会を設置し、委員の方からの意見を聴取し、事業者である当社が対応方針案を決定することとなります。

1. 日 時 平成17年5月18日（水）10:30～12:00 迄
2. 場 所 ホテル日航関西空港1F 関西空港会議場 「白鳥の間」
3. 出席者 関西国際空港株式会社事業評価監視委員会委員（別紙名簿参照）及び
関西国際空港株式会社役員他
4. 次 第
 - （1）開 会
 - （2）社長挨拶
 - （3）委員紹介
 - （4）委員長挨拶
 - （5）審 議
 - ・委員会規則
 - ・事業再評価対象事業
 - （6）今後のスケジュール
 - （7）閉 会

【取材にあたってのお願い】

- ・委員会は公開とさせていただきます。
- ・機関名・氏名等を記入の上、取材をお願いします。
- ・取材腕章の着用をお願いします。
- ・写真・テレビの撮影は冒頭のみとさせていただきます。（委員長挨拶まで）
- ・会場の関係から原則として、各機関2名までとさせていただきます。

－お問い合わせ先－ 計画技術部企画 G

TEL : 0724-55-2163



平成 17 年度関西国際空港株式会社事業評価監視委員会（第 1 回）

議 事 次 第

1 . 日 時 平成 17 年 5 月 18 日 10 : 30 ~

2 . 場 所 ホテル日航関西空港 1 F 「白鳥」の間

3 . 議 事

関空会社 あいさつ（村山社長）

委員紹介

委員長 あいさつ（吉川委員長）

審議

- ・ 委員会規約
- ・ 事業再評価対象事業

今後のスケジュール

配付資料

- ・ 委員会規則
- ・ 委員会運営要領（案）
- ・ 関西国際空港の現況について
- ・ 関西国際空港 2 期事業（再評価）
- ・ 関西国際空港株式会社事業評価監視委員会 委員名簿

関西国際空港株式会社
事業評価監視委員会 委員名簿

委員長	よしかわ 吉川	かずひろ 和広	(京都大学名誉教授)
委 員	こばやし 小林	きよし 潔司	(京都大学大学院工学研究科教授)
	さとう 佐藤	ゆ み こ 友美子	(サントリー次世代研究所部長)
	はやし 林	よしつぐ 宜嗣	(関西学院大学経済学部教授)
	まきむら 槇村	ひ さ こ 久子	(京都女子大学現代社会学部教授)
	ますだ 増田	のぼる 昇	(大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授)
	やすなが 安永	まさあき 正昭	(神戸大学大学院法学研究科教授)

(敬称略 委員長を除く五十音順)

関西国際空港株式会社事業評価監視委員会規則

（趣旨）

第1条 本規則は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領、事後評価実施要領等に基づき関西国際空港株式会社（以下会社）に設置する事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、運営、その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、社長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

会社が新規事業採択時評価、再評価及び事後評価を実施する全ての事業に関し、会社が作成した対応方針（原案）について審議を行い、不適切な点または改善すべき点があると認められたときに社長に対して意見の具申を行うこと。

（委員会の委員及び組織）

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等から、社長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。
- 5 委員は非常勤とする。
- 6 委員長は会務を総務する。
- 7 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（運営）

第4条 議事の手続き、その他委員会の運営に関し必要な事項は別途定める。

（委員会の庶務）

第5条 委員会の庶務は、計画技術部において処理する。

附則

- 1 本規則は平成17年5月11日から施行する。

関西国際空港株式会社事業評価監視委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 本要領は、関西国際空港株式会社事業評価監視委員会規則第4条に基づき、関西国際空港株式会社事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（委員会の開催）

第2条 委員会は次の場合に開催するものとする。

- （1）再評価及び事後評価を実施する事業の対応方針（原案）に係る審議を行う場合
- （2）その他委員長が必要と認める場合

2 委員会は総数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

（緊急時の特例）

第3条 委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認める時には、前条の規定にかかわらず委員会は3分の1を超える出席をもって開催することができる。

（審議）

第4条 委員会は、次のような視点から適正な事業評価がなされているかを審議するものとする。

事業の必要性等（事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況）の視点、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から適正な事業評価がなされているか。

（審議過程の透明性の確保）

第5条 委員会は審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、委員会の開催について、あらかじめ公表するものとする。

2 委員会は、報道機関に対し、原則公開とする。

3 委員会に提出された資料等について委員会は、議事概要に合わせ、公表するものとする。ただし、公表することが適切でないと委員会が判断するものについては公表しないものとする。

4 委員会に提出された資料等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議経過を含めて公表するものとする。

（意見の聴取）

第6条 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家等の意見を聴取することができる。

附則

1 本要領は平成17年5月18日から施行する。